

平成12年12月7日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	尾形清一	地域振興課主幹
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子正美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第4号

第4回定例会

平成12年12月7日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第 88号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 2 議第 89号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- " 3 議第 90号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 4 議第 91号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)
- " 5 議第 92号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 6 議第 93号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 94号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 8 議第 95号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 9 議案説明
- " 10 質疑
- " 11 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第12 認第 3号 平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- " 13 認第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 14 認第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 15 認第 6号 平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 16 認第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 17 認第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 18 認第 9号 平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定について
- " 19 認第 10号 平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について
- " 20 議第 82号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- " 21 議第 83号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- " 22 議第 84号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- " 23 議第 85号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 24 議第 86号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- " 25 議第 87号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- " 26 議第 88号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 27 議第 89号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- " 28 議第 90号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - " 29 議第 91号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)
 - " 30 議第 92号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - " 31 議第 93号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - " 32 議第 94号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - " 33 議第 95号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
 - " 34 請願第10号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - " 35 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
 - (5) 予算特別委員長報告
 - (6) 決算特別委員長報告
 - " 36 質疑、討論、採決
 - " 37 議会案第13号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正することを求める意見書の提出について
 - " 38 議案説明
 - " 39 委員会付託
 - " 40 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成12年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、11月21日、12月5日及び本日7日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

第4回定例会日程(その2)

平成12年11月27日(月)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
12月7日(木)	午前9時30分	本 会 議	再開、追加議案上程、議案説明、質疑、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
		予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議会案上程、議案説明、委員会付託、質疑・討論・採決 閉会	議 場

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第88号から日程第8、議第95号までの8案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申し上げます。

初めに、議第88号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる特別職及び一般職の職員の給与改定並びに人事異動等による歳出予算の調整を行うものであります。

次に、議第89号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費 1,539万円を減額するものであり、それに伴って一般会計繰入金を 1,539万円減額するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ28億 9,091万円となるものであります。

次に、議第90号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費 975万 7,000円を減額するものであり、それに伴って一般会計繰入金を 975万 7,000円減額するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ15億 4,524万 3,000円となるものであります。

次に、議第91号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定等による人件費の減額と入院患者数の減に伴う入院収益の減額など、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について入院患者数を改めようとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出について医業収益の入院収益 4,000万円を減額し、医業費用の給与費 4,000万円を減額するものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるものであります。

その結果、収益的収入及び支出の予算総額は25億 3,973万 8,000円となるものであります。

次に、議第92号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、本市の一般職の職員について、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第93号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与改定の取り扱いに準じ、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

次に、議第94号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

老人保健法の一部改正に伴う本市の重度心身障害児者及び乳幼児の医療費給付事業に係る一部負担金の額並びに中央省庁等の再編に伴う名称変更等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第95号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、過料の適用範囲について所要の改正をしようとするものであります。

以上、8議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。
以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第10、これより質疑に入ります。

議第88号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第89号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第90号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第91号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第92号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第93号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第94号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第95号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第11、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表 (その2)

委員会	付託案件
総務委員会	議第92号、議第93号
厚生委員会	議第90号、議第91号、議第94号、議第95号
建設委員会	議第89号
予算特別委員会	議第88号

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時38分

再 開 午後 1時35分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第12、認第3号から日程第34、請願第10号までの23案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長等の出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてであります。

審査の内容を申し上げます。

議第87号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日付託になりました2案件について、総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月7日午前9時47分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第92号、議第93号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第92号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果につきまして報告を申し上げます。本委員会は、12月1日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席し開会いたしました。本委員会に付託になりました案件は、請願第10号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

請願第10号第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、30人以下の学級の実現を図りながら諸般の改善をしていくべきだと思う。願意は妥当であり、採択をすべきだとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第10号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から、また、本日7日午前9時51分から、市議会図書室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第84号、議第85号、議第90号、議第91号、議第94号、議第95号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第84号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、診療科ごとの患者数についての問いがあり、当局より平成11年度と12年度の4月から10月までの比較で、内科は2万1,537人に対し2万1,759人で1%増、整形外科は2万9,044人に対し3万251人で4.2%増、皮膚科は3,201人に対し3,319人で3.7%増、眼科は3,918人に対し3,973人で1.4%の増、全体の合計では6万347人に対し6万2,110人で2.9%となっており、ことしの4月から10月までの1日平均患者数は424人となっておりますとの答弁がありました。

議第84号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、社会保険庁に業務を委託しているとのことだが、この改正により業務形態も変わるようになるのかとの問いがあり、当局より、業務を依頼する内容は変わりません。ただ、申請の期限を7日前とすることで社会保険庁の異動処理が間に合わないことも考えられるので、還付など運用の面で弾力的に対応していかなければならないと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、介護保険がスタートして減免の申請は何件あったのかとの問いがあり、当局より、申請の件数はゼロ件でありますとの答弁がありました。

議第85号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回の減額によって国からの補助も減額されるのかとの問いがあり、当局より、国の補助にはかわりなく、一般財源の減額のみですとの答弁がありました。

議第90号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、補正予算(第2号)において医業収益を増額しておいて、同じ会期中に減額するという対応の仕方はどうなのかとの問いがあり、当局より、上半期、下半期に分けて経営状況を精査し、補正が必要か検討してきたところですが、入院患者については9月まではほぼ予定どおりの経過でしたが、9月末で内科の

医師が退職したことに伴い、入院患者が急激に減少してきたので、3月まで収入が見込めないと判断し、今回の補正をお願いするものですとの答弁がありました。

議第91号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から2階会議室において委員5名出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第83号、議第86号の2案件であります。

最初に、議第83号寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、寒河江駅自由通路整備委託事業の着手が平成12年度に変更になった必要性は。また、バスで代行期間などに変わりはないのかとの問いがあり、当局より、駅舎と自由通路は柱と壁を共有し、一体的な鉄骨構造となります。鉄骨の加工を発注し、現場での組み立てを検討した結果、数カ月を要する見込みとなり、早期に発注する必要性が生じたためです。また、バスの代行期間は変更ありませんとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第83号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、地区計画を策定して条例化している県内の状況についての問いがあり、当局より、6市1町で地区計画を定め、そのうち5市が建築条例を定めておりますとの答弁を得ております。

委員より、最低敷地面積を100平方メートルとしているが、少なくないのか。県内の状況はどうかとの問いがあり、当局より、中心市街地の寒河江駅前区画整理事業では100平方メートル程度が一番適当な面積とっております。宅地を造成する区画整理は200平方メートルとなっているが、中心市街地の山形駅西区画整理事業では100平方メートルとなっておりますとの答弁を得ております。

委員より、沿道商業地区に自動車修理工場は建てられるのかとの問いがあり、当局より、店舗と一緒に修理工場も考えられるので、規制しておりませんとの答弁を得ております。

委員より、住宅地は塀や垣根をどうするのかとの問いがあり、当局より、建築条例では規定していないが、別個にガイドラインを定め、塀の高さは60センチを限度として、その上に緑化を奨励しておりますとの答弁を得ております。

そのほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第86号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日12月7日午前9時48分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第89号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

議第89号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、人事異動の内容についての問いがあり、当局より職員1名が減になったものですとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第89号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前11時10分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第82号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第82号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日7日午前9時39分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第88号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第88号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日7日午後1時より本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第82号及び議第88号を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれ分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第82号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第82号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号については、質疑もなく、質疑を終結、討論を省略して採決の結果、議第88号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。17番川越決算特別委員長。

〔川越孝男決算特別委員長 登壇〕

川越孝男決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月5日午前9時30分から本議場において委員22名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の8案件であります。

8案件を一括議題として、議案説明の後に、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、寄附金の内容について。一つ、防火貯水槽建設に係る地元寄附金の問題について。一つ、納税貯蓄組合の意義と未設置地区に対するかかわりについて。一つ、地域振興券交付事業の経済効果状況について。一つ、ホームページ更新の時期並びに自前による編集について。一つ、グラウンドワーク推進事業の市民参加の快適環境づくり推進事業調査委託業務の内容と効果について。一つ、「花、緑、せせらぎニュース」を市報と一体化することについて。一つ、ハートフルセンターの利用状況について。一つ、中心市街地活性化拠点施設整備計画策定業務の内容について。一つ、小中学校のパソコン設置台数と利活用状況について。一つ、公民館活動推進員配置先と委嘱内容について。一つ、小学校費の学校管理費の減額補正の内容について。一つ、私立高等学校生徒学費補助金受給者の内容等について。一つ、学校維持管理費に係る父兄、学校からの要望と予算配置額について。一つ、老人福祉センターの水質検査実施状況について。一つ、生活保護受給者の自立更生の状況について。一つ、チェリークア・パーク内の高速バスストップが利用者に不便を来していることの改善策などについて。一つ、就学指導委員会委員の委嘱状況についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認第4号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、特定環境保全公共下水道事業の進捗状況についての質疑に対して、当局より答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定については、

質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第36、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第82号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議第84号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

議第85号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

議第86号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

議第87号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

議第88号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

議第89号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

議第90号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

議第91号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

議第92号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

議第93号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

議第95号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第95号は原案のとおり可決されました。

請願第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第10号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第37、議会案第13号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第38、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後2時22分

佐竹敬一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて第4回定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 高 橋 勝 文

同 上 佐 藤 穎 男